

医政メモ Q&A

日医会長の直接選挙について

かねてより日医の会長は一般の会員の意見も反映されるよう直接選挙にしたらよいのではないかとの要望がありました。日医の原中会長はこの点を含めてどのような形の会長選挙が望ましいのかを検討するよう「会長選挙制度に関する検討委員会」に諮問していましたが、4月28日にその答申が発表されました。結果は新公益法人制度の関係から日医会長の直接選挙は断念せざるを得ないということでしたが、その代わりに代議員制度による間接選挙の中で、すべての会員の声を役員選挙に反映させていく方針が提言されました。ここでは会長を含む日医の役員選挙制度について現状と今後の展望をQ&A形式で述べてゆきたいと思います。

Q：現在の日医役員選挙はどのように行われているのでしょうか？

A：日医会員による直接選挙ではなく、会員500人に一人の割合で日医代議員を選出して、その代議員が代議員会で日医役員選挙を行う仕組みになっています。

Q：会員による会長直接選挙が実施されることによるメリットを教えてください。またデメリットもあれば教えてください。

A：メリットとしては、冒頭でも述べたように会員の意見が直接反映されるということ、そして会員の日本医師会への関心・参画意識向上に繋がるといったことが考えられます。これは「会長選挙制度に関する検討委員会」が昨年7月都道府県医師会に対して行ったアンケート結果でも指摘されていることです。同アンケートでは直接選挙のデメリットについての指摘もありました。それは費用・労力・時間の増加を懸念する意見や、投票率の低下、ポピュリズムに陥ることを懸念する意見

等です。

Q：新公益法人制度が一般会員の直接選挙の障害となるとのことですが、それはどういった理由からなのでしょう。

A：現在日本医師会は公益法人化を目指して準備を進めています。新公益法人制度では、原則的に理事は「社員総会」で選出し、代表理事や業務執行理事は理事会で選定することになっています。そして法律上の「社員」というのはこれまでは「会員」のことを指していましたが、新公益法人制度では「代議員」だけが「社員」となり、「会員」は「社員」ではなくなってしまうのです。つまり事実上日医の役員議決権は代議員会でしか認められないわけです。

Q：なるほど。それで一般会員の意見を十分に反映した日医の代議員を選出することが重要になるわけですね？

A：そのとおりです。

Q：現在はどのように代議員が選出されているのですか？

A：形式上は会員に権利と機会を平等に保障する設計になっています。しかし実際には会員の代議員選出に対する意識の低さも相俟って選挙自体が無投票で決着するなど、毎回決まった都道府県医師会・郡市区等医師会役員者が選出されて形骸化しているのが実情のようです。

Q：ではどのようにすればこれまでの慣習を打破して一般会員の意見を反映した代議員を選出できるようになるのでしょうか？

A：現在の代議員選出は地域ごとに培われてきた独自の選出方法によっているところがあ

り、このことが特に勤務医会員や若手医師会員にとって、代議員を遠い存在にしているとも言われています。そこで「会長選挙制度に関する検討委員会」はこのような地域ごとの慣習を払拭するための「代議員・予備代議員選出ガイドライン（仮称）」を作成し、広く公表することを提言しています。これにより勤務医会員や若手医師会員にも興味を喚起し、彼ら自身の登用にも繋がることを期待しているわけです。

この答申をうけて日医では事務局が素案を

作り、日医の定款・諸規定検討委員会で議論を深めて、今秋の代議員会までに方向性を決める予定との事です。

医師会はわが国の医師を代表する唯一の団体です。会員の立場は開業医や勤務医などさまざまですが、それぞれが日医に関心を持ち参画することで、日医の役割のひとつである国民医療の向上のための政府への提言もより強さを増すことでしょう。日本医師会役員選挙制度の改革はその第一歩といえるのかも少し残念ですね。

（政策部担当理事 鈴木 伸和）